

電気通信大学 平成19年度シラバス

授業科目名	企業活動と法		
英文授業科目名	Corporation Law		
開講年度	2007年度	開講年次	3年次
開講学期	後学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法		単位数	2
科目区分	専門科目-学科専門科目-選択科目		
開講学科・専攻	人間コミュニケーション学科		
担当教官名	今給黎 泰弘		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ

<b>【主題および達成目標】</b>
<p>日常の企業活動において生じる様々な法的問題について、その基礎知識を身に付け、さらに、具体的な問題を法的に解決するためのリーガルマインドを養うことを目的とする。講義は、契約等の民法の基礎から始め、労働法、会社法、民事訴訟法などについて、できるだけ具体的な生の事件に触れる形で進める。</p>

<b>【前もって履修しておくべき科目】</b>
なし。

<b>【前もって履修しておくことが望ましい科目】</b>
なし。

<b>【教科書等】</b>
<p>六法が必要であるが、どれがよいかについては初回の講義で説明する。それ以外についてはプリントを配布する。</p>

<b>【授業内容とその進め方】</b>
<p>最初の6回程の講義では、私法の基礎である民法につき、企業法務に関わる分野について、具体例を挙げながら論じる。その後は、労働法、商法、民事訴訟法等の順で進む予定。毎回、次回の授業の予習の意味で、判決文や契約書等のプリントを配布するので、これを事前に読み授業に積極的に参加することが望まれる。</p>

## 電気通信大学 平成19年度シラバス

### 【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

主として試験の成績によるが、出席状況が良好であればそれも評価の対象とする。

### 【オフィスアワー：授業相談】

木曜日の授業終了後に申し出があればいつでも受け付ける。

### 【学生へのメッセージ】

社会が法化する中で、学生諸君も、これからの社会人・企業人として、一定程度の法的知識を身に付けておくことが必須となりつつある。この講義がその一助となればよいと考えている。

### 【その他】